下田開港170周年記念冠事業認定要綱

　（趣旨）

第１条　この要綱は、下田市（以下「市」という。）において下田開港170周年を迎えるに当たり、下田開港170周年を祝う機運を高めることを目的として、市民等が実施する事業のうちその名称に記念事業である旨を冠称として付した事業（以下「冠事業」という。）の認定について必要な事項を定めるものとする。

　（冠称等）

第２条　冠称は、次に掲げるものとする。

　(１)　下田開港170周年

　(２)　下田開港170周年記念

　(３)　下田開港170周年記念事業

２　冠称の使用料は、無料とする。

　（対象事業）

第３条　冠事業は、次の各号のいずれかに該当する事業とする。

　(１)　多くの市民が参加することで、市民の郷土愛及び地域への誇りと愛着の醸成につなげることができるもの

　(２)　市の歴史、自然その他の地域資源を活かした上で、市の魅力を内外に発信することができるもの

　(３)　前２号に掲げるもののほか、市長が適当であると認めるもの

　（冠事業実施期間）

第４条　冠事業の実施期間は、令和６年４月１日から令和７年３月31日までとする。

　（認定申請）

第５条　冠事業を実施しようとするもの（以下「申請者」という。）は、下田開港170周年記念冠事業認定申請書（様式第１号）に必要な資料を添付して市長に提出し、その認定を受けなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、認定の申請を省略することができる。

　(１)　市が主催するもの

　(２)　市の後援を受けたもの

　(３)　前２号に掲げるもののほか、市長が特に認めたもの

　（冠事業の認定）

第６条　市長は、前条第１項の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、認定の可否を決定するものとする。この場合において、次の各号のいずれかに該当するものは、認定しないものとする。

　(１)　市民の参加が限定されるもの又は市民に公開されない事業

　(２)　法令に違反し、又は違反するおそれがあるもの

　(３)　公の秩序又は善良の風俗を害し、又は害するおそれがあるもの

　(４)　営利又は売名が主たる目的とするもの

　(５)　特定の政治、思想又は宗教の活動に利用されるおそれがあるもの

　(６)　暴力団又はその統制下にある団体との関係があるものが実施するもの

　(７)　市の信用又は品位を損なうおそれがあるもの

　(８)　前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めるもの

２　市長は、前項の規定により使用認定の可否を決定したときは、下田開港170周年記念冠事業認定（不認定）通知書（様式第２号）により、申請者に通知するものとする。

３　前項の規定により認定の通知を受けたもの（以下「事業者」という。）は、事業の名称に冠称を付けて、当該事業を実施することができる。

　（認定内容の変更）

第７条　事業者は、冠事業の内容を変更し、又は中止しようとするときは、直ちに市長に報告し、その指示に従わなければならない。

　（認定の取消し）

第８条　市長は、冠事業が次の各号のいずれかに該当するときは、下田開港170周年記念冠事業認定取消通知書（様式第３号）により冠事業の認定を取り消すものとする。

　(１)　偽りの申請その他不正の行為によって、冠事業の認定を受けたとき。

　(２)　虚偽行為により第三者に損害を与えるおそれのある使用をしたとき。

　(３)　前２号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めたとき。

２　前項の規定による冠事業の認定の取消しにより、事業者に損失が生じた場合であっても、市長は、その損害を賠償する責めを負わない。

３　市長は、第１項の規定による取消しをしたときは、当該取消しを受けたものに対し、冠称の使用の差止め及び冠称を使用したチラシ等の回収又は破棄を命ずることができる。

　（紛争の解決）

第９条　事業者は、冠事業に関して第三者との間に紛争が生じた場合は、自己の責任において解決するものとし、市長は、損害賠償、損失補償その他法律上の責任を一切負わないものとする。

　（事業者に対する支援）

第10条　市は、事業者に対して、市の広報紙、ホームページ等を通じて、事業の周知を図る支援を行うものとする。

　（庶務）

第11条　冠事業の認定に関する事務は、企画課政策推進係において処理する。

　（補則）

第12条　この要綱に定めるもののほか、冠事業の認定に関し必要な事項は、市長が別に定める。

　　　　附　則

１　この告示は、公示の日から施行する。

２　この告示は、令和７年３月31日限り、その効力を失う。

３　第９条の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、その効力を有する。

様式第１号（第５条関係）

年　　月　　日

（申請先）下田市長

申請者

所在地

事業者名

代表者氏名　　　　　　　　　　印

電話番号（　　　　）　　　－

下田開港170周年記念冠事業認定申請書

　下田開港170周年記念冠事業認定要綱第５条第１項の規定により、下記のとおり冠事業の認定を申請します。

記

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業名 |  | | | |
| 目的 |  | | | |
| 内容 |  | | | |
| 主催者 |  | | | |
| 開催日時 | 年　　　月　　　日（　　）～　　　年　　　月　　　日（　　） | | | |
| 開催場所 | 所在地 | | | |
| 会場 | | 電話番号 |  | |
| 参加予定人数 | 人 | | | |
| 連絡責任者 | 氏名 |  | 電話番号 |  |
| 住所 |  | | |
| その他の  添付資料 | （１）主催する団体が分かるもの  （２）事業内容が分かるもの  （３）その他参考になるもの | | | |

様式第２号（第６条関係）

第　　　　　号

　　　年　　　月　　　日

　　　　　　　　　　様

下田市長

下田開港170周年記念冠事業認定（不認定）通知書

　　　　年　　　月　　　日付けで申請のあった下田開港170周年記念冠事業の認定については、下記のとおり決定したので、下田開港170周年記念冠事業認定要綱第６条第２項の規定により通知します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 事業名 |  |
| 認定・不認定の別 |  |
| 認定の場合の条件 | １　市は、事業に要する経費について一切の負担を負わない。  ２　事業者は、冠事業に関して第三者との間に紛争が生じた場合は、自己責任において解決するものとし、市は、損害賠償、損失補償その他法律上の責任を一切負わない。  ３　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 不認定の場合の理由 |  |

様式第３号（第８条関係）

第　　　号

　　　年　　　月　　　日

　　　　　　　　　　　　　様

下田市長

下田開港170周年記念冠事業認定取消通知書

　　　　年　　　月　　　日付け第　　　号で決定した下田開港170周年記念冠事業の認定について、下記のとおり認定を取り消したので、下田開港170周年記念冠事業認定要綱第８条の規定により通知します。

記

１　冠事業の名称

２　取消年月日

３　取消しの理由